

議題（２）

災害時の医薬品供給について

① 災害時の医薬品供給

○愛媛県災害時医薬品等供給マニュアル

《平成27年3月》

- ・ 災害発生時において医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築するために作成

《令和7年3月》

- ・ 災害薬事コーディネータを規定するとともに新たに「愛媛県災害薬事コーディネータ設置要綱」を策定
- ・ また、愛媛県に配備された「モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）」についても規定を追加

② 災害薬事コーディネータとは

- ・ 災害発生時に、医薬品供給や薬剤師の配置を統括・調整する専門家（薬剤師）
- ・ コーディネータの種類、配置先及びその役割
 - 統括災害薬事コーディネータ… 5名
配置先… 県災害対策本部災害医療対策部災害医療対策班（薬務班）
役割… 県全体の医薬品供給体制を統括
 - 医薬品等集積所災害薬事コーディネータ… 5名
配置先… 一時医薬品等集積所衛（衛生環境研究所）
役割… 集積所における医薬品等の管理及び関係機関等との連絡調整を支援
 - 地域災害薬事コーディネータ … 各医療圏域に各 5名
配置先… 災害発生地域の県薬剤師会支部
役割… 二次医療圏内において保健所が行う医薬品等の供給調整等を支援
なお、新居浜・西条圏域では、新居浜市 3名・西条市 2名が配置

③地域災害薬事コーディネータの主な役割

1. 情報の収集と整理

被災地の医薬品ニーズや薬局・病院の稼働状況を把握

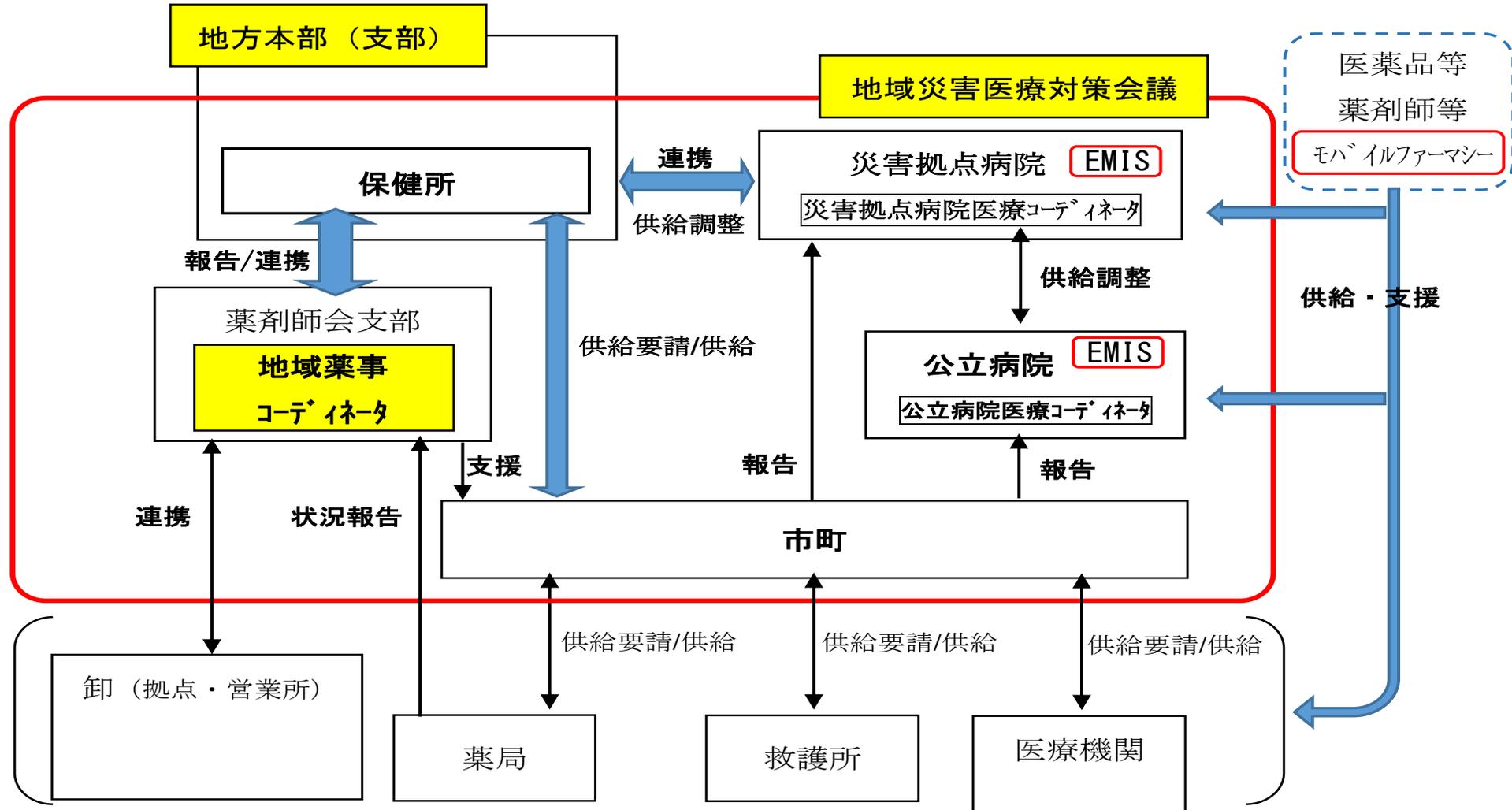
2. 医薬品などの供給管理

必要な薬が不足しないよう卸売業者や行政と連携して供給ルートを調整

3. 薬剤師の派遣・受入調整

支援薬剤師がどの避難所や救護所に必要かを判断し配置を最適化

④ 災害時における医薬品などの供給・調達



⑤ モバイルファーマシーについて

1. 概要

- ・ 医薬品を積載し、移動先で薬局の機能を提供する車両（全国に約20台）
- ・ 愛媛県で1台導入（R7.4から運用開始）
- ・ 被災自治体からの要請を受け、全国から派遣される（日本薬剤師会において調整）

2. 役割

- ・ 災害発生時に、薬務班からの要請に基づき被災地に派遣
- ・ 救護所等において、医薬品の調剤・供給・服薬指導等を行う

《モバイルファーマシー》



(車内)

